

デフレ完全脱却のための総合経済対策

児童扶養手当の現況届

申・問 こども家庭課 TEL0299-90-1205

児童扶養手当の受給資格者(支給停止者を含む)は、毎年8月1日現在の養育状況と前年の所得状況を届け出る必要があります。



受付日時・場所

波崎総合支所・防災センター

8月1日(木)・2日(金) 午前9時～午後7時

保健・福祉会館

8月4日(日) 午前9時～午後5時

8月5日(月)・6日(火) 午前9時～午後7時

持ち物

- 現況届用紙(市から郵送されるもの)
- 養育費等に関する申告書
- その他必要書類(認定理由により異なります)

※支給開始月から起算して5年または支給要件に該当した月から起算して7年を過ぎた受給者には、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書(緑色)」を郵送しています。現況届と一緒に提出してください
※会場内にコピー機はありません。写しの提出が必要なものは、事前にコピーをしてご持参ください

次のような方は、手当の受給資格がなくなる場合や、支給額が変更になる場合があります。

窓口で相談してください。

- 受給者が婚姻した(事実婚を含む)
- 受給者や児童が公的年金を受給するようになった
- 児童が父または母が受けける障害基礎年金の加算対象になったなど

児童扶養手当とは

父または母と生計が異なる児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進を目的として支給される手当。受給するには申請が必要です。

児童扶養手当の対象となる児童

次のような場合で、18歳以後最初の3月31日までの間にある児童(ただし身体や精神に中度以上の障がいがあると認められた場合には20歳未満まで)

- 父母が婚姻を解消した
- 父または母が死亡した
- 父または母が一定の障がいの状態にあるなど

現況届受付会場で、県母子・父子自立支援員による就労・生活・修学資金などの「ひとり親対象相談会」を開催

問 県鹿行県民センター TEL0291-33-6264

現況届受付会場で、就職支援ナビゲーターによる臨時相談窓口を設置

問 常陸鹿嶋公共職業安定所 TEL0299-83-2318

「出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン」に基づき、常陸鹿嶋公共職業安定所より就職支援ナビゲーターが派遣されます。

2024年度

個人住民税所得割の定額減税および定額減税補足給付(調整給付)

問 課税課 TEL0299-90-1134

2024年度個人住民税所得割の定額減税を実施します。また、定額減税しきれないと見込まれる方に差額を給付します。

2024年度個人住民税所得割の定額減税

対象=合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額=納税義務者および控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円

※控除対象配偶者・扶養親族は、国外居住者を除きます
例)配偶者および子1人を扶養している場合 1万円×3人=3万円減税

調整給付

対象=定額減税しきれないと見込まれる方

給付額=①と②の合算額を1万円単位に切り上げた額

①所得税分

定額減税可能額(※) - 2024年分推計所得税額

②個人住民税分

定額減税可能額(※) - 2024年度個人住民税所得割額

※定額減税可能額

所得税分=3万円×減税対象人数(※2)

個人住民税分=1万円×減税対象人数(※2)

(※2)減税対象人数: 納税義務者および控除対象配偶者を含めた扶養親族(控除対象配偶者・扶養親族は、国外居住者を除く)

今後の予定

8月上旬に、対象の方へ確認書を交付し、8月下旬から順次支給します。



2024年度の住民税が新たに非課税または均等割のみ課税となる世帯へ

2024年度

低所得者支援給付金

低所得者支援給付金を給付します。また対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している場合、こども加算を給付します。

給付額

● 低所得者支援給付金 1世帯あたり10万円

● こども加算 児童1人あたり5万円

※提出書類の内容を確認後、順次、指定口座に振り込み
対象世帯

次のすべてを満たす世帯

- 2024年6月3日時点で、神栖市に住民登録がある
- 2024年度の住民税が新たに非課税または均等割のみ課税となっている

※2023年度価格高騰支援給付金の対象となった方は該当しません

※住民税の課税状況は、電話で回答することができません

こども加算の対象

対象世帯のうち、2006年4月2日以降に生まれた児童を扶養している世帯。なお、次の場合も対象となります
が、申請が必要となります。

- 2024年6月4日～10月31日に生まれた児童
- 別世帯であるが、対象世帯が扶養している児童

申・問 低所得者支援給付金窓口

TEL0299-77-8282

(午前9時～正午、午後1時～4時)



申請期間

● 申請受付開始 7月31日(水)から

● 低所得者支援給付金 9月30日(月)必着まで

● こども加算 10月31日(木)必着まで

※10月19日(土)～31日(木)に生まれた児童分は、申請期間が短いため、早急にご連絡ください

申請方法

【確認書】 2024年1月1日時点で、神栖市に住民登録があり、6月3日までに世帯全員の異動がない世帯には、7月末から確認書を順次送付します。確認書に必要事項を記入し、返送してください。

【申請書】 2024年1月2日以降に転入された方のいる世帯などは確認書が送付されません。申請先や市役所本庁舎、波崎総合支所・防災センター、市ホームページなどで申請書を取得し、必要書類とともに郵送または窓口に提出してください。

※必要書類は、確認書・申請書をご確認ください